



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 日本高周波鋼業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 河瀬 昌博
 (コード番号 5476 東証第 1 部)
 問合せ先 総務部長 小林 和昭
 (TEL. 03-5687-6023)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、定款一部変更について、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 90 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 26 条(取締役の責任免除)及び第 35 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 26 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>
第 27 条～第 34 条 (条文省略)	第 27 条～第 34 条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日(木曜日)
 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日(木曜日)

以 上